

開発協力政策の枠組み

日本は、2015年2月に閣議決定された開発協力大綱の下、各種政策、方針等を策定しており、開発協力大綱を頂点とした開発協力政策の一貫性を確保しています。

開発協力大綱(全文は第IV部資料編232ページに掲載)

政府の開発援助の理念や原則等を以下のとおり定めています。

1. 日本の開発協力の理念

(1)目的

国際社会の平和と安定および繁栄の確保により一層積極的に貢献。また、こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、さらなる繁栄の実現といった国益の確保にも貢献。

(2)我が国の開発協力の基本方針

ア 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

イ 人間の安全保障の推進

ウ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

2. 重点課題

(1)「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

(2)普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

(3)地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

開発協力大綱の下、次の政策を推進しています。

●国別援助方針

5年をめぐりに、被援助国ごとの開発ニーズを踏まえ、その国の開発計画、開発課題等を総合的に勘案し、その国に対する我が国の援助重点分野や方向性を示すもの。

●分野別開発政策

個別分野・課題における日本の援助の基本方針と具体的取組を示した政策文書(保健医療・人口、万人のための質の高い教育、環境・気候変動、安全な水・衛生、ジェンダー、防災等について策定)。

●開発協力重点方針

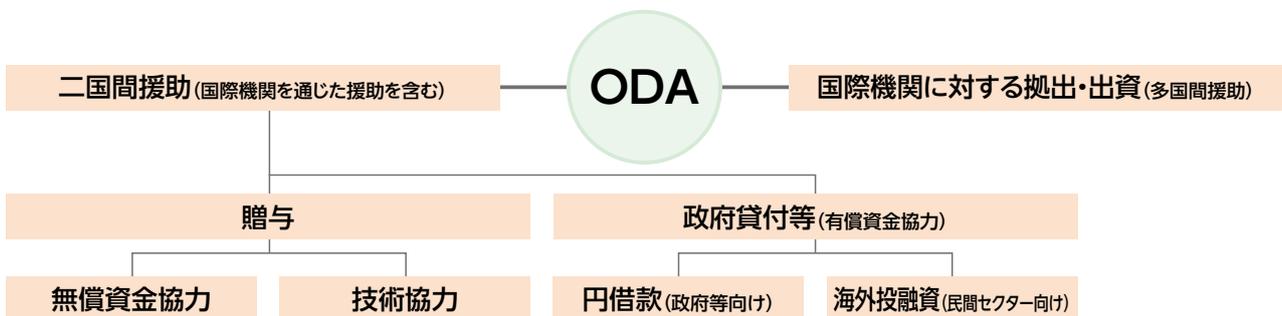
年度ごとに、外交政策の進展や新たに発生した開発課題等に迅速に対応するために重点事項を明確にするもの。

●事業展開計画

被援助国ごとに、実施決定から完了までの段階にあるODA案件を、その国の援助重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して一覧にしたもの。



日本の政府開発援助 (ODA)



政府開発援助(ODA: Official Development Assistance)とは、OECD(経済協力開発機構: Organisation for Economic Co-operation and Development)のDAC(開発援助委員会: Development Assistance Committee)が作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域に対し、経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付等のことです。

ODAには、開発途上国・地域を直接支援する二国間援助と、国際機関に対する拠出である多国間援助があります。二国間援助は、「贈与」と「政府貸付等(有償資金協力)」に分けることができます。贈与は開発途上国・地域に対して無償で提供される協力のことで、「無償資金協力」と「技術協力」があります。なお、「贈与」の中には国際機関の行う具体的な事業に対する拠出も含まれます。「政府貸付等(有償資金協力)」には、「円借款」と「海外投融資」があります。多国間援助には、国連児童基金(UNICEF)や国連開発計画(UNDP)への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。